

※おひとりで作成することが難しい場合は、家族や支援してくれる人といっしょに作成してください

◆**枚方市個別避難計画の作成のお願い**◆

【はじめに】過去の^{さいがい}大災害では、^{おほく}多くの方が「^{きゆうじゆ}自助・^{きゆうじゆ}共助」により救われています。お住まいの^{ちいき}地域であなたのことを知っている人、^き気にしてくれる人がいれば「^{きゆうじゆ}共助」が行われやすくなります。ご自身が^{さいがい}災害時に^{あんぜん}安全に避難するため、つぎの^{さくせい}作成手順をもとに、ご家族などといっしょに「わたしの^{ひなんけいかくしよ}避難計画書（^{ひらかたしこべつひなんけいかく}枚方市個別避難計画）及び^{どういかにんしよ}同意確認書」を作成し、^{せいり}整理しておきましょう。

作成手順

手順1. ^{ひなんしえんとうかんけいしゃ}避難支援等関係者への^{こじんじようほうていきよう}個人情報提供に^{どうい}同意「する」か「しない」かを決める

「わたしの^{ひなんけいかくしよ}避難計画書（^{ひらかたしこべつひなんけいかく}枚方市個別避難計画）」は、^{さいがい}災害時の避難をご自身で整理しておいていただくのですが、^{ていしゆつ}提出されたあなたの^{じようほう}情報を^{ひなんしえんとうかんけいしゃ}避難支援等関係者に提供する場合があるので、^{けいかくしよ}計画書の作成と記載した^{さくせい}個人情報の^き提供に同意するかを決めてください。なお、^{ちようきにゆういん}2カ月以上の長期入院や^{しせつ}施設入所されている人、^{ひと}現在枚方市に^{げんざい}居住していない人は^{きぎょうじゆ}対象外となります。また、^{どうい}同意しても、^{さいがい}災害時の^{きゆうじゆ}救助や^{しえん}支援が^{ほしやう}保証されるものではありません。

手順2. わたしの^{ひなんけいかくしよ}避難計画書（^{ひらかたしこべつひなんけいかく}枚方市個別避難計画）及び^{どういかにんしよ}同意確認書に記入する

まず、「わたしの^{ひなんけいかくしよ}避難計画書（^{ひらかたしこべつひなんけいかく}枚方市個別避難計画）及び^{どういかにんしよ}同意確認書」の項目1「^{どうい}同意について」の「^{どうい}同意する」に^きチェックを入れ、つぎに^{おな}同じ様式の項目2を^き記入して下さい。同意しない場合、^{どうい}施設等に^{しせつ}入所している場合、^{げんざい}現在枚方市に^{きぎょうじゆ}居住していない場合は、項目1のみ^{へんそう}チェックして返送してください。項目2の^き記入は不要です。^{だいひつしゃ}代筆者による^き記入でもかまいません。

手順3. ^{ていしゆつ}提出する

^{たいしやうしゃ}対象者の方に送付している「わたしの^{ひなんけいかくしよ}避難計画書（^{ひらかたしこべつひなんけいかく}枚方市個別避難計画）及び^{どういかにんしよ}同意確認書」の^{1まいめ}1枚目だけを、^{どうふう}同封の^{へんしんようふうとう}返信用封筒に入れて、^い返送期限までに^{ひらかたし}枚方市の^{いたくさき}委託先に^{へんそう}返送してください。^{いたくさき}委託先や^{へんそう}返送期限は、^{たいしやうしゃ}対象者の方に^{こべつ}個別に^{つうちふん}通知文でお知らせしています。（^{かこ}過去に^{ていしゆつ}提出した内容に^{へんそう}変更がある場合は、^き危機管理対策推進課（^{ひらかたしおほいがいとちやう}枚方市大垣内町2丁目1番20号 ^き危機管理対策課 ^{こべつひなんけいかくたんとう}個別避難計画担当までご提出ください。）に^{ていしゆつ}提出してください。

^{ひなんこうどうようしえんしゆ}避難行動要支援者とは？

この調査の^{たいしやう}対象となる人は、①^{かいごほけん}介護保険の^{ようかいご}要介護3～5の^{にんてい}認定を受けている方、②^{しんたいしやうがいしやてちやう}身体障害者手帳1・2級を^{かた}交付されている方、③^{りやういくてちやう}療育手帳Aを^{かた}交付されている方、④^{せいしんしやうがいしや}精神障害者保健福祉手帳1級を^{かた}交付されている方、⑤^{しやうがいしや}障害者総合支援法に基づく^{りやう}サービスを利用されている^{なんびやうかんじや}難病の方、⑥^{きゆうさいがい}旧災害時^{ようせんていしやめいげ}要援護者名簿に^{とうろく}登録された方です。なお、この^{まいとし}毎年の^{つうち}通知は、^{ひなんこうどうようしえんしやたいしやうしゃ}該当年度の避難行動要支援者対象者の^{ぜんいん}全員に送付しております。

※おひとりで作成することが難しい場合は、家族や支援してくれる人といっしょに作成してください

避難支援等関係者(個人情報提供先)とは？

「わたしの避難計画書(枚方市個別避難計画)及び同意確認書」に記載されている支援者(本人等により共有)のほか、以下の関係機関・者に提供することがあります。なお、校区自主防災組織(小学校区)は、平時の見守り活動等にも活用する場合があります。

避難支援等関係者

- (1) 枚方寝屋川消防組合 (2) 枚方警察署・交野警察署 (3) 枚方市社会福祉協議会
(4) 民生委員児童委員協議会 (5) 校区自主防災組織(小学校区) その他、自治会など避難支援等の実施に携わる関係者

ご理解いただきたい内容など

- ・災害時の共助(※共助：地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと)が行われやすくするためのもので、救助や支援を保証するものではありません。
- ・代筆者が記入される場合、可能な限り本人の了承を得てください。
- ・避難を助けてくれる人がいない場合も、提出してください。
- ・一度同意すると、避難行動要支援者名簿の対象外となった場合や、辞退の申出がない限り同意者となります。辞退する場合は、危機管理対策推進課まで連絡してください。
- ・同意する人もしない人も、普段から顔の見える関係づくりや災害へのそなえを心がけてください。
- ・ひとりで作成することが難しい場合は、家族や支援してくれる人といっしょに作成してください。
- ・「わたしの避難計画書(枚方市個別避難計画)及び同意確認書」について、個人情報の提供に同意しない場合や施設に入所している場合も、項目1のみチェックして返送してください
- ・提出するのは、「わたしの避難計画書(枚方市個別避難計画)及び同意確認書」の1ページ目だけです。半分に切断するなどして提出された場合は、ご提出者の判別ができない場合があります。
- ・氏名、住所、電話番号が読み取りできない場合は、ご提出者の判別ができない場合があります。